

## 日本国憲法第 1 条・第 2 条に関連する政府の説明

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第 2 条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

## 1. 「象徴」

昭和21年7月1日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

尚ホ次ニ此ノ天皇ノ御地位ニ付テノ問題デアリマスガ、是八前ニモ申シマシタヤウニ、天皇ハ我々ノ憧レノ中心デアリ、心ノ奥深く根ヲ張ツテ居ル所ノ繫リノ中心デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘマシタ時ニ、此ノ基礎的ナ事実ハ、日本国民ノ意識ノ存スル限り変ルベキモノデハナイノデアリマシテ、此ノ心アレバコソ、我々ハ天皇ヲ見ル時、茲ニ国家ヲ見ルノデアリ、天皇ヲ見ル時、茲ニ国民統合ノ姿ヲ見ルノデアリマス

昭和48年6月13日 参議院本会議 田中角榮内閣総理大臣

……憲法第一条が、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であると定めておるのは、天皇の存在を通じて、そこに日本国と日本国民統合の姿を見ることができるといふ日本国民の総意をあらわしたものだと考えます。象徴としての地位にあられる天皇が国民からひとしく尊崇さるべきことは、もとより言うまでもないのでありまして……

昭和48年6月28日 参議院内閣委員会 吉國一郎内閣法制局長官

……わが国は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である天皇をいただいております。そのことは、天皇が日本国の姿及び天皇を中心に統合された日本国民全体の姿を御一身にあらわしておられるということでございます。

昭和48年6月28日 参議院内閣委員会 吉國一郎内閣法制局長官

……天皇が象徴である。この象徴ということにつきましては、シンボルということを使つても非常によくわかるわけでございます。象徴と申しますのは、いまさら申し上げるまでもなく、一つのものごとを理解するために、Aという事柄をあらわすためにBという事象をもってする。ハトが平和の象徴であると言えば、平和という、Aという事項をあらわ

すためには、ハトを見ることによっておのずから万人の心の中に平和という観念が浮かび上がってくるというものを申すということは、これはいまさら申し上げるまでもございませんが.....

昭和54年5月8日 参議院内閣委員会 真田秀夫内閣法制局長官

.....象徴といいますのは、これはいままで政府が公にお答えしておりますところによりますと、そういう天皇のお姿、有形といいますか、具体的な天皇というお姿を通してその奥に日本国とああいう無形の抽象的な存在あるいは国民統合という無形の抽象的な事柄を天皇というお姿を通して国民は思い浮かべるといいますか、そこで日本国としての統一性を天皇を通して感じると、そういう意味であろうというふうにいままでもお答えしております。

平成4年5月14日 参議院外務委員会 宮尾盤宮内庁次長

天皇陛下は、これは憲法に規定をされておりますように、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である、こういうお立場にあるわけございまして、そういうお立場から憲法で定める国事行為を行われましたり、あるいは国際親善等のことも含めまして国内におきましてもさまざまな儀式とか行事というものを行われあるいは各種行事にも御臨席になる、こういうことをなさっておいでになるわけございまして。

それで、こういった憲法に定められてある国事行為あるいはその他の各種儀式、行事等へのお出ましに際しまして、陛下のお気持ちは、たびたび記者会見等でもおっしゃっておりますように、常に国民とともに歩む、歩んでいきたい、こういう考え方に立たれまして、皇室も国民とできるだけ深いつながりを持ちながらいろいろな御行動をなされておるといふふうに承知をいたしております。

## 2 . 「世襲」

昭和21年7月5日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

私ガ天皇ト申シマシタノハ、血統ノ繋ガリノ中ニオイデニナル人トシテノ天皇ヲ念頭ニ置イテ御説明ヲ申上ゲテ居ツタ訳デアリマス

昭和21年7月8日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

《「皇男子孫ト云フモノヲ（注：憲法第2条の）草案デハ特ニ省イタト云フ理由ガ何カゴザイマスカ」との問に対して》此ノ憲法ノ他ノ条文ニモアリマスルヤウニ、男女ノ性カ

ラ来ル諸般ノ変化ハ、根本的ナ支障ガナイ限リハ其ノ差別ヲ置カナイト云フコトガ、物ノ本体ト思フ訳デアリマス、ソコデ皇位ノ継承ニ付キマシテモ、皇位ト云フコトノ根本ノ性質ト組合セテ、如何ニ此ノ問題ヲ扱フカト云フコトハ、新シイ問題トシテ之ヲ研究シナケレバナラヌト思ツテ居リマス、サウ云フ研究ヲモ含ミツツ、此ノ第二条ニハ其ノ制限ガ除カレテ居リマスルガ故ニ、憲法ノ建前トシテハ、皇男子、即チ男女ノ区別ニ付キマシテノ問題ハ、法律問題トシテ自由ニ考ヘテ宜イト云フ立場ニ置カレル訳デアリマス、實際ドウナルカト云フコトハ是カラノ問題デアリマス、其ノ意味ニ於テ文字ノナイコトハ理由ガアル訳デアリマス

【参考】大日本帝国憲法第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

昭和21年9月10日 貴族院帝国憲法改正案特別委員会 金森徳次郎国務大臣

《「……世襲ノモノデアルト云フコトハ一体ドンナモノデセウ、ドウ云フ意味ナンデセウカ、所謂今日ノ現行憲法（注：大日本帝国憲法）ニ於ケル万世一系ト云フコト違フノデアリマセウカ……」との問に対して》本質的ニハ現行ノ憲法ト異ナル所ハナイト考ヘテ居リママス、唯現行憲法ハ万世一系ト云フガ如キ多少比喩的ナ文言ヲ使ツテ居リマシテ、現実的ナル言葉デハアリマセヌ、ソレヲ現実世界ノ素朴ナル言葉ニ表ハスト云フコトガ主眼トナツテ居リマス

【参考】大日本帝国憲法第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

昭和21年9月10日 貴族院帝国憲法改正案特別委員会 金森徳次郎国務大臣

男系ノ男子ト云フコトハ第二条ニハ限定シテアリマセヌ、其ノ趣旨ハ根本ニ於テ異ナルモノアリトハ考ヘマセヌケレドモ、併シ時代々々ノ研究ニ応ジテ或ハ部分的ニ異ナリ得ル場面ガアツテモ宜イト申シマスカ、サウ云フ余地ガアリ得ルト云フ訳デス様ナ言葉ニナツテ居リマス

昭和21年12月5日 衆議院本会議皇室典範案第一読会 金森徳次郎国務大臣

女性天皇を認めるや否やということにつきましてはの御論旨は、よく傾聴をいたしました。たびたび申し上げておりますように、この問題に関しましては、考うべき幾多の点が存在しておりますので、それらのすべての角度から考えまして、最も妥当なる結論を得ることを努めておるのでありますけれども、現段階、すなわちこの典範を議院に提出いたしますその段階におきましては、原案のごとき程度よりほかに適当なるものを見出さなかつた、こういう趣旨でございますから、事柄に対して、まだ結論的なものをもつていないわけではございません。

昭和21年12月11日 衆議院皇室典範案委員会 金森徳次郎国務大臣

《「今後この問題を検討した結果、男系に限る必要がないということがはつきりした場合に、それから改正してもいいというようなお考えがございませうか」との問いに対し》もとより十分なる研究をいたしまして、正しい結論が出ますれば、それに従うべきこととは言うまでもないと考えております

昭和21年12月16日 貴族院本会議皇室典範案第一読会 金森徳次郎国務大臣

《皇室典範の審議において》……女子に皇位継承を認めないと云ふことは、女子の本質に皇位継承と結び付けて適当でない理由があるとは、実は今日は考へて居りませぬ、……  
……女子に皇位継承の資格を認むるかどうかと云ふことになりますと、実は幾多の疑惑が起つて来るのでありまして、男系でなければならぬと云ふことはもう日本国民の確信とも言ふべきものであらうと存じます、又歴史は一つの例外をも之に設けて居りませぬ、此の点を守ると致しますと、何故に男系を尊重し女系は此の継承の範囲に置かないかと云ふことの問題が現れて参りまして、此の問題を的確に結論を作つて行きますと、自然現実の女子たる方が皇位継承を為さることが適当かどうかと云ふ論点に多くの研究問題を提供することになる訳でありまして、例へば其の見地から女子の御継承を認めますと、それから先に男系の皇統が流れ出すべき余地が止りまするので、其処に一つの論点が考へられます、さう致しますと、御系統の最後の順位を考へたならば宜いではないかと云ふことになりますと、其の順位の問題になりますと、最後の所に持つて行かないで、近親主義の原理を尊重致しますと、もう少し前の方にあつても宜いではなからうか、斯う云ふやうな疑惑が起り、其の継承の順位を男女平等に置くべきものであるか、それとも或系統の末端に於て之を認むるべきものであるか、或は又全体の皇位継承者の範囲の最後の所に置くべきものであるかと云ふやうな疑問も起つて来ますし、其の外一々申上げ兼ねますけれども、可なり多くの問題を提供するものでありますし……

昭和21年12月18日 貴族院皇室典範案特別委員会 金森徳次郎国務大臣

憲法の中の世襲と云ふ文字は、成る程万世一系と云ふことを表す文字とは違つて居りますけれども、斯様な文字の中に含めました意味は、万世一系と云ふ考であつた訳であります

昭和41年3月18日 衆議院内閣委員会 関道雄内閣法制局第一部長

……絶対に女子が天皇に立たれることを憲法が禁じているわけでもありませんので、国民感情の推移によりましては、先生の仰せられるようなことも不可能なことだというふうに私は考えてはおりませんが、いまの制度はそういうたてまえに立っておるのではないか、こういうふうに考えておるのでございます。

昭和43年4月3日 衆議院内閣委員会 田中龍夫総理府総務長官

……憲法第十四条におきまして、新憲法は平等の原則を打ち立てておりますが、同時にまたそれに対します一つの特例とも申すべき意味におきまして、第二条におきまして皇位の世襲を申しておる、こういう関係に立つと存じます。そしてまた皇位の世襲の問題につきましては、皇胤をたつとび男系の男子が皇位を継がれるのがわが国の伝統の考え方であろう、こういうふうに考えておる次第でございます、ことに現在皇太子殿下をはじめといたしまして多数の男子の方々もおられるわけでございます。

昭和43年4月3日 衆議院内閣委員会 田中龍夫総理府総務長官

……将来の問題といたしましては、あるいはさようなことを検討しなければならぬ場合（注：皇族に男子があられない場合）があるかもしれませんが、そのときには、わが皇室の伝統と国民感情とを考慮いたしまして検討をすればよいのではないか。現在の時点におきまして、現行の皇室典範を特に改める必要はないというような見解のもとにただいま立っておる次第であります。

昭和54年5月8日 参議院内閣委員会 山本悟宮内庁次長

《「旧憲法にあらわされていた万世一系というのはこれはどういうことですか。」との問に対し》……一系という言葉、なかなかむずかしい内容もあろうかと存ずるわけですが、きわめて端的に申し上げまして、世襲により代々続いていくと、これは血統によって続いていくと、こういうような関係にありますことが一系ということによってあらわされているというように存じます。

昭和54年5月8日 参議院内閣委員会 真田秀夫内閣法制局長官

《「旧憲法にあらわされていた万世一系というのはこれはどういうことですか」との問に対し》……この言わんとするところは、皇位の世襲はこれは永遠に行われるべきものであるという思想をここへ端的に出したんだろうと思います。

昭和54年5月8日 参議院内閣委員会 真田秀夫内閣法制局長官

《「……万世一系という……字句が……なくなった意味はどういうことなんですか」との問に対し》……何と申しましても旧憲法と違いまして現在の憲法は主権在民でございますので、旧憲法の思想の根拠にあったような天壤無窮とかそういう感覚を与えるような言葉は意識的に避けたんではなかろうかと存ずる次第でございます。

平成2年5月24日 参議院内閣委員会 工藤敦夫内閣法制局長官

この規定（注：憲法第2条）は、……皇統に属する男系の男子が皇位を継承する、こういう伝統を背景として制定されたものでございます。したがいまして、憲法の二条は皇位継承者を男系の男子に限る、こういう制度を許容しているものと、かように考えております。

平成13年6月8日 衆議院内閣委員会 福田康夫内閣官房長官

憲法第二条ですね。これは、皇位を世襲であることのみを定めて、それ以外の皇位継承にかかわる事柄については、すべて法律である皇室典範に譲っているところである。女性の天皇を可能にするために憲法を改正する必要はないということは、これは前にも申し上げたと思うのです。

### 3. 「国民の総意」

昭和21年7月1日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

「基く」ト申シマスルノハ、ヤハリ此ノ憲法第一条ガ示シマスルガ如ク、此ノ第一条ノ規定ニ依ツテ憲法上正確ニ天皇ガ此ノ地位ヲ御持チニナル、国民総意ヲ基礎ニシテ正確ニ天皇ガ此ノ地位ヲ御持チニナル、唯ソレダケノ意味デアリマシテ、ソレ以前ニハドウ云フ考ヘガアリマシテモ、ソレハ憲法上ノ考ヘデアリマセヌ、憲法ガ決定セラレマスレバ、第一条ノ効果トシテ、ハツキリ憲法ノ世界ニ於テ天皇ノ御地位ガ茲ニ決マル、斯ウ云フ趣旨デアリマス、……

昭和21年7月3日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

《「……国民トハ現在ノ瞬間ニ於キマシテ、日本ニ生キテ居ル国民ノコトデアルノカ、サウデナシニ、ソレガモウツ理念化サレマシタ国民、モット極端ナ表現 スレバ、日本ノ民族国家形成以後ノ国民、乃至ハ今後之ヲ形成スベキ国民ト云フモノモ其ノ中ニ含マレテ居ルノカドウカ」との問に対して》第一条ニアリマスル日本国民ト申シマスルノハ、理念的ニ申シマスレバ、現在ノ瞬間ニ生キテ居ル日本国民デハナクテ、是ト同一性ヲ認識シ得ル過去及ビ将来ノ人ヲモ併セ考フル考ヘ方デアリマス、……

昭和21年7月8日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

……第一条ニ掲ゲテアリマスヤウナ、国ノ象徴デアル、国民統合ノ象徴デアルト云フ、謂ハバ根本的地位ニ関スル規定デアル、而モソレハ神秘的ナル力ニ依ルモノデハナイ、国

民ノ総意ニ基クノデアルト云フヤウニ、現実的ニ之ヲ規定シタ訳デアリマス……

昭和21年7月12日 衆議院帝国憲法改正案委員会 金森徳次郎国務大臣

日本国民ノ総意ト云フモノハ、統合シテ一ツニナツテ居ルモノデアリマシテ、一人々々ノ人間ニ繋ガリハ持ツテ居リマスルケレドモ、一人々々ノ人間其ノモノデアリマセヌ、サウ云フモノガ過去、現在、未来ト云フ区別ナク、一ツノ総意ガアル訳デアルト思ツテ居リマス

昭和54年4月19日 衆議院内閣委員会 真田秀夫内閣法制局長官

天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくと書いてございます場合のその総意というのは、一億何千万の国民の一人一人の、具体的な国民一人一人の意思というような意味ではなくて、いわゆる総意、いわゆる総体としての国民の意思ということでございますので、特定の人の中に入っているとかが入ってないとかというようなことを実は問題にしておる条文ではないというふうに考えられます。

昭和54年4月19日 衆議院内閣委員会 真田秀夫内閣法制局長官

いまの憲法ができませんときに、これは帝国憲法の改正の形をとりましたけれども、当時の帝国議会で衆知を集めていろいろ御検討になって、そして国民の総意はここにあるのだというふうに制憲議会において御判断になった、それがこの条文の規定にあらわれておると、こういうふうに言わざるを得ないのだろうと思います。

引用は原文のまま。新字体等に統一した。